

# 平成30年第4回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月20日(金)午後6時15分から午後6時50分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	11番	水谷 茂樹	会長代理	9番	出口 宣伸
1番	高田 秋光	2番	北清 裕邦	3番	藤崎 正雄
4番	松田 力	5番	善岡 浩樹	6番	大場 信一
7番	川本 和幸	8番	中村 広治	10番	植松 春雄

4. 欠席委員 ( 0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出

第2 会議書記の指名

第3 農政報告

第4 議事参与の制限 あり

第5 農業委員会会務報告

第6 報告第6号 農業者年金裁定請求書の進達について

第7 報告第7号 農地法第3条の3第1項による届出について

第8 報告第8号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

第9 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により  
農用地利用集積計画の決定について

第11 議案第8号 現況証明書の交付について

第12 議案第9号 農地利用の最適化の推進に関する指針の制定について

6. 農業委員会事務局職員

大友武事務局長・東海林孝行事務局次長・滝上和昭農地推進員  
中村奨平書記

7. 参与

細川直洋産業課長

## 8. 会議の概要

- 事務局長 委員皆様、ご参集有り難うございます。  
本日は委員11人全員の出席で、会議規則第6条の定足数（過半数）を満たしております。  
ただ今から、水谷会長には挨拶を頂き、平成30年◎第4回◎農業委員会総会を開会され、会議規則第4条により議長として、以降の議事進行をお願いします。
- 水谷会長 皆様大変お疲れのことと思います、ご苦労様です。早速総会に入りたいと思います。
- 議長 これより平成30年第4回農業委員会総会を開会します。  
(署名委員の選出)  
日程第1の会議録署名委員は、議長から指名させて頂く事にご異議ありませんか。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 それでは、会議録署名委員に  
◎8番 中村委員、◎9番 出口委員の両名を指名します。
- 議長 **【会議書記の指名】**  
日程第2の会議書記には、事務局の◎大友局長、東海林次長、滝上農地推進員、中村書記◎を配置します。
- 議長 日程第3 産業課長細川参与り農政報告があれば報告願います。
- 細川参与 1点目は農業体験実習生が、4月27日より1名の方が実習に入られると言うことで、お名前が〇〇〇〇さん38歳で実習期間は6ヶ月の予定です。実習先については5月の中旬までは〇〇さん宅、それ以降7月いっぱいまで〇〇で実習を計画しており、それ以降は随時協議して受け入れ先を決めていきたいと思っております。もう1点は平成30年度の産地交付金について交付要件の見直しがありました。地域における水田農業経営の課題に対し収益力の向上に資する取組に助成する。3年後を目標年とし達成度の目標を設定する。主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わない、それから所得増加に直接寄与しない作物への助成も行わないなどの見直しが行われました。これを受けて北竜町農業再生協議会として地域の実情や課題を解決するための取組となるように水田フル活用ビジョンの見直しを行い作物毎の単価、目標、取組要

件等を設定し国と協議している段階です。国との協議が整いまして正式な物が出来ましたら改めて委員の皆様へ報告します。

議 長 今の細川産業課長の説明に何か質問がありますか。

2 番委員 ひまわりの定款作物の何か特例措置というのは。

細川参与 4月6日に理事者と私と担当係長で旭川の農政事務所の方へお願いをしてきました。旭川の事務所の方でも北竜町はひまわりで町おこしに取り組んでいる事は充分承知しているので旭川の事務所としても上の方に上申すると言われていますのでおそらく大丈夫だと思いますが、まだ未定です。

議 長 日程第4 議事参与の制限は、日程第10、議案第7号・農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定において並びに日程第11、議案第8号・現況証明書の交付において1番高田委員が法人経営者として関係する賃貸借と現況証明書がありますので制限が掛かります。その時点で案内しますので従って頂きたいと思います。

議 長 日程第5 委員会会務報告について、事務局から願います。

事務局 **【議案書4の朗読説明】**

議 長 本日はこれから  
◎報告3件・議案4件◎の審議を順次行います。

議 長 初めに、日程第6、報告第6号、農業者年金裁定請求書の進達についてを事務局より説明を願います。

事務局 **【議案書5・6の朗読等で説明】**

議 長 ただ今の事務局の説明に質問等（意見）はございませんか。

委 員 **【質問無しの声】**

議 長 質問等が有りませんので、承認として宜しいですか。

委 員 **【異議なしの声多数】**

議 長 それでは、日程第6、報告第6号、農業者年金裁定請求書の進達について進達については、報告のとおり承認とします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出についてを事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書 7～9 分の朗読等で説明】

議 長 ただ今の事務局の説明に質問等（意見）はございませんか。

委 員 【質問無しの声】

議 長 それでは、日程第 7、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出については、報告のとおり承認とします。

議 長 次に日程第 8、報告第 8 号、農地法第 18 条の規定による農地の合意解約について事務局から説明願います。

事務局 【議案書 10・11 分の朗読等で説明】

議 長 今回の事務局の説明に質問等（意見）はございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 日程第 8、報告第 8 号、農地法第 18 条の規定による農地の合意解約については、提案のとおり承認します。

議 長 次に日程第 9、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを事務局から説明してください。

事務局 【議案書 12・13 分の朗読等で説明】

議 長 今回の事務局の説明に質問等（意見）はございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 日程第 9、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり可決します。

議 長 次に日程第 10、議案第 7 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を行います。1 番高田委員には議事参与の制限が掛かります。事務局から説明してください。

事務局 【議案書 14～16 分の朗読等で説明】

議 長 皆さん（各委員）から説明に質問等（意見）はございませんか。

委 員 **【質問なしの声多数】**

議 長 日程第10、議案第7号、農地農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり可決します。

議 長 続きまして日程第11、議案第8号現況証明書の交付について審議を行います。1番高田委員には引き続き最初の案件のみ議事参与の制限が掛かります。事務局から説明してください。

事務局 **【議案書18の案件を朗読等で説明】**

議 長 この件について何かございますか。

委 員 **【質問なしの声多数】**

議 長 日程第11、議案第8号現況証明書の最初の交付については、提案のとおり可決します。ここで1番高田委員の議事参与を解きます。

議 長 引き続き説明をお願いします。

事務局 **【議案書19～22の案件を朗読等で説明】**

議 長 ただ今の説明について皆さんから何かございますか。こういうのよく出てくるんだけど何十年も前にちゃんとやっていなかったと言う事ですか。

事務局 農地法上には問題がなく5条の許可は取っています。不動産登記法では別で法律が、お金を借りたり、担保に入れない限りそのままにしても問題はない。ただ登記法上では罰金を取る事になっていますが取られた人はいないようです。不利益、不都合が起きないから、わからなくてそのままにしているのが多いです。今回もそのままになっているよと言うと、変更しますと言うことで申出を受けたと言う経過があります。

議 長 理解をしてやっていなかったのか、本当に知らなかったのか。

事務局 本当に知らなかったみたいで、自動的になると思っていたみたいです。

議長 宜しいでしょうか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 日程第11、議案第8号現況証明書の交付については、提案のとおり可決します。

議長 最後に日程第12、議案第9号農地利用の最適化の推進に関する指針の制定についてを事務局から説明してください。

事務局 【議案書23・24の朗読等で説明】

議長 このことについて、何か質問等はありませんか。  
なければ承認して宜しいでしょうか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 日程第12、議案第9号農地利用の最適化の推進に関する指針の制定については、提案のとおり可決します。

議長 これをもって  
今総会に提案された報告・議案の審議は終了しました。  
◎30年4月総会を閉会します。

議長

---

8番委員

---

9番委員

---